



国子児発第244号
平成30年8月6日

国立市保育審議会会長 様

国立市長 永見 理夫

諮問書

国立市保育審議会条例第2条の規定により、下記の件について、貴会のご意見を伺いたく諮問いたします。

記

1. 諮問事項

- (1) 子ども・子育て支援法第27条第3項第2号に定める特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額のうち、支給認定の2号認定及び3号認定に係る利用者負担額の算定方法及び階層区分について
- (2) その他の利用者負担に関わる事項について

2. 諮問理由

利用者負担額については、平成27年4月1日に子ども・子育て支援新制度が施行され、子ども・子育て支援法第27条第3項第2号で、「政令で定める額を限度として当該支給認定保護者の属する世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が定める額」となっている。平成26年10月28日に貴審議会より答申を受けたところであるが、社会情勢の変化や国の方針を踏まえ改めて諮問事項等について検討をする必要があるため。

以上